



広報

みさと

MISATO



4

Apr.2018
No.561

3月15日、美里中学校で卒業式が行われました。
式では3年間の思い出をふりかえり涙する生徒、友人との別れを惜しみ涙する生徒など、皆さまざまな想いの涙をながしていました。
卒業式後、在校生と先生方に見送られ3年間お世話になった学び舎を笑顔で後にしました。

成長し続ける年に 平成30年度 施政方針

3月1日、第1回美里町議会定例会の冒頭で、原田町長が平成30年度の町政運営に対する基本的な考え方である施政方針を表明しました。まちの未来や今後の取り組みをその中から抜粋してお伝えします。



心身ともに美しく暮らせるまちづくり

地方を取り巻く状況は目まぐるしく、大きく変動しております。少子化による人口減少や団塊の世代が後期高齢者となり、社会保障費用の増加が予想される「2025年問題」。また、道路や公共建築物の維持管理費の増大など多くの課題が山積しております。

町の方向性としては、多様な資源を活かし町の魅力をさらに高め発展させ、安心して生活できる地域を目指した地方創生の実現が重要であると考えております。

これまで、町は、一人一人が美里町での暮らしを幸せに感じることができるよう、「心身ともに美しく暮らせるまちづくり」の実現に向け、少子高齢化や人口減少に歯止めをかけるため、様々な取り組みを行ってまいりました。

これらの中でも、町の姿を大きく変える事業として重点施策に位置付けた「寄居PAスマートインターチェンジ事業」及び「産業団地整備事業」につきまして、着実に推進しているところでございます。引き続き、スマートインターチェンジについては、早期開設を目指し、産業団地整備につきましては、平成30年度末の造成工事完了に

向け、県や関係機関と協力しながら取り組んでまいります。町の将来において、新たな雇用が生まれ、町の発展に結びつくものと確信しております。

平成30年度はこれらを土台とし、さらに町を発展させるための施策を確実に実施していきたいと考えているところでございます。

新規事業

教育・文化

教職員の長時間勤務の実態が看過できない状況であり、中学校教員の業務を支援するため「スクール・サポート・スタッフ」を配置するとともに、「学習支援員」を増員してまいります。

併せて、これからの公立学校は、子どもたちへの教育活動等を一層充実していく観点から、「地域とともにある学校づくり」への転換を目指すことが必要であるとされています。今後、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の導入に向けた準備と支援、学校と地域の一層の連携を図ってまいります。

主な事務事業

特産品

町を代表する特産品であるブルーベリーにつきましては、新たな加工品の創出や、地域団体商標登録の取得を目指し、ブランド化を図ってまいります。

新たな町の特産品である「えごま」につきましては、栽培面積を拡大するとともに、加工品の生産・販売を進め、「美里えごま」として広くPRしてまいります。

また、近年、注目度の高い機能性農産物の栽培を進め、新たな特産品の開発を進めてまいります。

子育て

妊娠、出産、育児の各段階を一貫して支援できる保育サービス体制の充実を図るため、平成32年度までに「子育て世代包括支援センター」の設置が求められています。町では平成31年度開設に向けて着実な準備を行うとともに、乳幼児の健全な発育・発達や子育てを支援するため、専門スタッフによる発達相談の充実に努めてまいります。

街づくり

町の空き地を有効活用し、荒廃防止と町内への

産業

町の産業の振興及び活性化を図るとともに、移住・定住に寄与することを目的として、町内で起業する事業者に対し、起業支援事業補助金を交付します。

保健・福祉・医療

健康づくりでは、平成29年度から「ミムリン健康ポイント事業」を実施しました。現在1,500人を超えるかたの参加をいただいております。平成30年度は4月から1年を通してポイント事業を実施します。

国民健康保険については、平成30年度から新たに都道府県が市町村とともに保険者となる等の大改革が行われました。国保制度を持続可能なものとしていくために、新制度への着実な移行と、町としての医療費抑制につながる取り組みを強化してまいります。

介護保険事業については、安定した事業を実施するため、平成30年度から平成32年度までを計画期間とする「第

定住を促進させて地域活性化を図ることを目的に、平成29年12月から「美里町空き地バンク制度」の運用を開始しました。空き地を売却・賃貸したい方、空き地を利用・購入したい方へ制度を活用していただけるよう情報提供に努めてまいります。

むすびに

今年、戊午（いみ）年でございます。嗅覚が優れている犬のように、これまでの施策を土台に、様々な情報を嗅ぎ分け、成長し続ける年にしたいと考えております。

今後も美里町の発展に全力を尽くしてまいりますので、町民の皆様には、格別なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。私の町政運営に対する施政方針といたします。

美里町長 原田 信次



7期美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定しました。一人一人のニーズにあわせた支援や介護サービスを受けられるまちづくりを推進してまいります。また、平成29年度に4つの行政区をモデル地区として「元氣！いきいき100歳体操」が立ち上がりました。平成30年度は更に他の行政区へ普及できるよう努めてまいります。

街づくり

スマートインターチェンジや産業団地の整備とあわせ、産直館や加工施設などの多面的機能を持たせた、まちの核となる地域活性化施設の整備について検討してまいります。平成30年度は、民間活力の活用や整備手法など、地域活性化施設の実現可能性等の調査を実施してまいります。

移住定住促進を図るため、町の魅力や移住・定住施策の情報を掲載した、移住定住パンフレットを作成し、東京都にある「ふるさと回帰支援センター」等で配布します。

また、本町へ転入し首都圏等に通勤する若者の定住・移住促進を図るため、新幹線定期券の購入費の一部を補助します。

主要事業

寄居PAスマートインターチェンジ

寄居PAスマートインターチェンジ事業では、平成29年12月に第3回地区協議会を開催し、供用開始時期の変更とスマートインターチェンジの正式名称の原案を決定したところでございます。

平成30年度は、スマートインターチェンジ出入口の整備に関する負担金に加え、アクセス道路として町道790号線の整備費を予算計上しております。関係機関と協力し、事業の早期完成に努めてまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

健康づくり

次に、町の健康づくりにつきまして申し上げます。健康と幸せは切っても切れません。歩くことによる健康長寿をまちづくりの柱とし、生活習慣病や認知症を予防することにより、高齢になっても介護を必要としない「いきいきとした人」や自らの経験等を活かして「地域の支え手となる人」が増えるよう、更に健康づくり事業を推し進めてまいります。

主な事業と予算額（一般会計）

★は新規事業 ◆は一部新規・拡充事業 ◎は継続事業

「教育・文化」に関する事業

★体育施設改修事業	1,138万2千円
◆中学校学習支援員設置事業	741万9千円
★中央公民館トイレ改修事業	485万6千円
★スクール・サポート・スタッフ配置事業	132万4千円
★巡回相談員配置事業	40万8千円

「産業」に関する事業

◎町内農産品販売促進事業	122万円
★起業支援事業	100万円

「保健・医療・福祉」に関する事業

◆ミムリン健幸ポイント事業、げん(減)きにエン(塩)ジョイ歩きマッスル事業	2,658万5千円
★子ども・子育て支援事業計画策定事業	178万5千円
★自殺対策推進計画策定事業	129万6千円
★就労相談事業	11万2千円

「街づくり」に関する事業

◆地方創生推進事業（道整備交付金）	2億840万円
◎スマートIC整備事業	1億9,444万2千円
★地域活性化施設検討事業	428万8千円

「生活環境」に関する事業

★防災倉庫建設事業	1億3,280万円
◆消防団装備充実強化事業	2,621万4千円
★林道整備事業	2,100万円
◎定住促進住宅奨励事業	1,007万6千円
★新幹線定期券購入補助事業	72万円

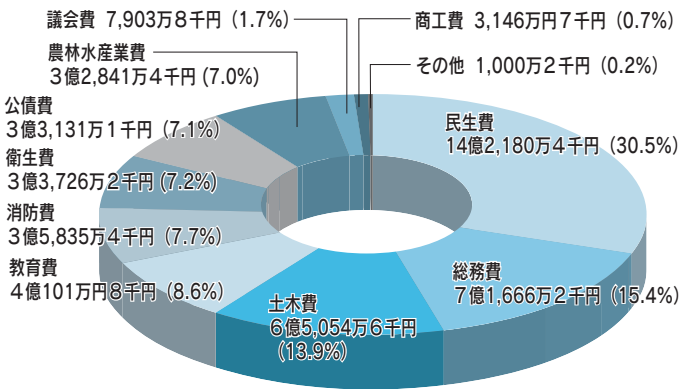
「行政」に関する事業

◆ふるさと納税事業	2,067万1千円
★公共施設個別施設計画策定事業	786万3千円



一般会計歳出の内訳

歳出総額 46億6,587万8千円



■歳出の状況

上のグラフは、歳出の内訳を目的別に表したものです。このうち、高齢者や障がい者、少子化対策などの民生費が全体の30.5%を占めています。今年度は、国民健康保険特別会計繰出金などの減少により、前年度に比べて3,953万3千円少ない14億2,180万4千円（▲2.7%）となっています。また総務費は、公共施設個別施設計画策定事業や地域活性化施設検討事業などにより、前年度に比べて867万円多い7億1,666万2千円（＋1.2%）となっています。

このほか、主な事業とその予算額を、また町民1人あたりに使われる目的別の金額をそれぞれまとめました。参考にご覧ください。

町民1人あたりでみる今年度の予算

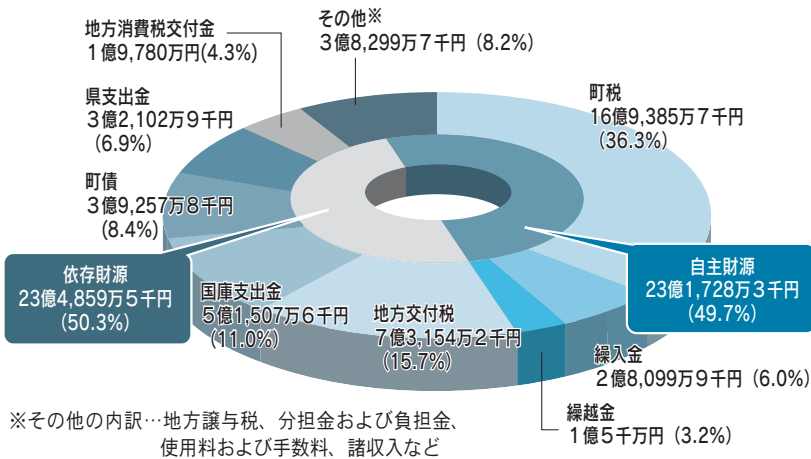
民生費	126,473円	公債費	29,471円
総務費	63,749円	農林水産業費	29,213円
土木費	57,867円	議会費	7,031円
教育費	35,671円	商工費	2,799円
消防費	31,876円	その他	890円
衛生費	30,000円		

合計 415,040円

※平成30年3月1日の人口11,242人で算出しています。

一般会計歳入の内訳

歳入総額 46億6,587万8千円



※その他の内訳…地方譲与税、分担金および負担金、使用料および手数料、諸収入など

■歳入の状況

上のグラフは、歳入の内訳を科目別に表したものです。このうち、町の主要な歳入である町税が全体の36.3%を占めています。今年度は、おもに法人町民税の増加により、前年度に比べて2,918万4千円多い16億9,385万7千円（＋1.8%）を見込んでいます。この町税などの町が自分で確保できる自主財源は、全体の49.7%を占めています。

このほか、一定の行政サービスを維持するために国から交付される地方交付税（7億3,154万2千円）、特定の事業を行うために国から交付される国庫支出金（5億1,507万6千円）、町の借金である町債（3億9,257万8千円）などの依存財源で構成されています。

平成30年度 会計別予算額一覧			
会計名		予算額	前年度比
一般会計		46億6,587万8千円	107.6%
特別会計	国民健康保険	13億1,327万1千円	78.9%
	住宅資金貸付事業	3千円	0.8%
	下水道事業	5,031万3千円	87.4%
	農業集落排水処理事業	2億6,916万5千円	100.1%
	介護保険	9億9,379万7千円	99.8%
	後期高齢者医療	1億1,757万7千円	111.8%
	小計	27億4,412万6千円	88.7%
	水道事業会計	6億8,851万2千円	164.3%
合計		80億9,851万6千円	103.2%

一般会計予算総額は46億6,587万8千円となり、前年度比では7.6%（3億2,889万2千円）増加しています。

平成30年度予算概要



用語の説明

■自主財源	町税など町が自分で確保できる財源です。歳入に占める自主財源の割合が高いほど、自主性が高まり、財政も安定します。
■依存財源	国や県から交付される財源や町債などがこれにあたります。
■町税	町民税や固定資産税など、皆さんに納めていただく税金です。
■繰越金	前年度の一般会計剰余金を繰り越したお金です。
■繰入金	基金や特別会計から一般会計に繰り入れるお金です。
■地方交付税	所得税や酒税などの国税から、町の財源不足を補てんするために交付される財源です。
■国庫支出金・県支出金	児童手当など特定の事業を行うために国や県から交付される財源です。
■町債	町が借り入れる借金です。

予防検診（人間ドックなど）助成制度のご案内

町では、疾病の早期発見と予防を図るため、予防検診（人間ドック・脳ドックまたは併診ドック）を受診されるかたに、その検診の費用の一部を助成しています。

対象者

- 次の①～③をすべて満たすかた
- ①35歳以上（年度内に35歳になるかたを含む）
 - ②美里町国民健康保険に6か月以上継続して加入しているかた
 - ③国民健康保険税が完納または完納見込みのかた
- ※助成は年度内（4月～翌3月）に1回のみです。
※同一年度内に予防検診助成制度と特定健康診査の両方を利用することはできません。

助成金の額

人間ドック／脳ドック 2万5千円
併診ドック 4万円

申請場所

住民福祉健康課 保険年金係

申請の流れ

次の2つの方法があります

【町指定医療機関で受診】

- ①受診前に、
 - 1 国民健康保険被保険者証
 - 2 印鑑（朱肉を使用するもの）をお持ちのうえ、役場へお越しください。
- ②窓口で受診希望日をうかがい、役場職員が希望医療機関に予約します。
※来庁前に本人が予約していただいても結構です。
- ③受診当日、助成額を差し引いた費用を医療機関に支払ってください。

【町指定医療機関以外で受診】

- ①受診者本人が医療機関へ予約し受診してください。
- ②医療機関窓口で検診料の全額を支払ってください。
- ③検査結果が届いたら、
 - 1 検診時の領収書
 - 2 検査結果
 - 3 国民健康保険被保険者証
 - 4 通帳など（振込先のわかるもの）
 - 5 印鑑（朱肉を使用するもの）をお持ちのうえ、役場へお越しください。
- ④後日、助成金を指定口座に振り込みます。

町指定医療機関

市町村名	医療機関名
美里町	千田医院
寄居町	埼玉よりい病院
本庄市	岡病院
深谷市	深谷寄居医師会メディカルセンター
深谷市	深谷赤十字病院
熊谷市	藤間病院
熊谷市	籠原病院

※詳しい料金（オプション料金）や検診内容は、直接病院にお問い合わせください。

問合せ＝住民福祉健康課 保険年金係
☎76 - 1366

- ◎申請先は、住民福祉健康課 保険年金係です。
- ◎手続に必要なものは、次のとおりです。
 - ①学生証（コピー可）または在学証明書
 - ②年金手帳（初めて国民年金に加入するかたで加入の届出と一緒に申請するときは不要です。）
 - ③認印（本人が署名する場合は不要です。）
 - ④マイナンバーがわかる書類
- ◎申請が認められたかどうか（審査結果）は、年金事務所から郵送でお知らせします。申請の時期によっては、国民年金保険料の納付案内書が行き違いで届くことがありますので、ご了承ください。
- ◎申請は年度ごとに必要です。申請が遅れると、障害・遺族年金が受けられなくなる場合もありますので、早めに申請してください。

問合せ＝住民福祉健康課 保険年金係
☎76 - 1366

申請方法とポイント

この特例の対象となった期間については、将来受け取れる老齢基礎年金額には保険料を追納しないと反映されませんが、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されます。また、この期間に事故や病気で障害が残ったり、死亡した場合、本人や遺族に障害基礎年金または遺族基礎年金が支給されます。

学生納付特例期間の保険料は、10年以内であれば追納をすることができます。追納する保険料の額は、2年度を経過すると経過した年数に応じて加算額がつかますので、ご注意ください。

申請して認められると

特定健康診査等を実施します

町では、特定健康診査等を次のとおり行います。費用は無料です。

特定健康診査等は、脳卒中や心筋梗塞、糖尿病などの生活習慣病を引き起こすメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診です。
ご自身の健康管理のためにもぜひ受診してください。

対象者

- ①美里町国民健康保険加入者で今年度中に40歳～75歳になるかた
 - ②美里町に住所を有する埼玉県後期高齢者医療制度に加入されているかた
- ※定期的に医療機関を受診されているかたも特定健診の対象者です。

日程 6月18日(月)・19日(火)・20日(水)
21日(木)・22日(金)・23日(土)
8月20日(月)・21日(火)・22日(水)
23日(木)・24日(金)

会場 保健センター

受付時間 午後1時～2時

費用無料

健診項目

- 問診、身体測定（身長、体重、腹囲）、血圧測定、血液検査（脂質、肝機能、腎機能、血糖、貧血）、尿検査、心電図、眼底検査
- 肺がん、大腸がん、歯周疾患検診も同時実施します。
※歯周疾患検診は、6月23日(土)は実施しません。

健診申込みについて

事前申込みによる予約制で実施します。対象者には4月中に個別に通知をしますので、希望される健診日を記入し同封の特定健診等申込書を返送してください。

なお、希望者の多い健診日は先着順となりますので、お早めにお申し込みください。

特定健診等と人間ドック助成金制度の両方を利用することはできませんので、どちらか一方の制度をご利用ください。

学生納付特例制度

20歳以上であれば、学生であっても国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。しかし経済的に保険料を納めることが難しい場合は、保険料を後払いにできる「学生納付特例」の制度があります。

対象となる学生

大学（大学院）、短大、高等学校、専修学校および各種学校（※1）などに在学する20歳以上の学生（※2）が対象です。

ただし、本人の前年の所得が118万円を超えるときは、この特例の対象とならない場合があります。

- ※1 各種学校の対象は、学校教育法に規定される各種学校（修業年限は1年以上である課程）となります。また、文部科学大臣が指定した課程の海外大学（日本分校）の学生も含まれます。
- ※2 夜間・定時制課程や通信課程のかたも含まれます。



国民年金保険料が後払いできる

介護保険料の改定について（お知らせ）

保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて、3年ごとに基準額が設定されます。

平成30～32年度は、**月額 5,300円（年額63,600円）**に変更となりました。

所得段階	対象者	負担割合	年 額	月平均
第1段階	○生活保護を受けているかた	基準額 ×0.50※	31,800円	2,650 円
	○世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けているかた			
	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下のかた			
第2段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が、80万円超120万円以下のかた	基準額 ×0.75	47,700円	3,975 円
第3段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が、120万円超のかた	基準額 ×0.75	47,700円	3,975円
第4段階	○世帯に住民税が課税されているかたがいるが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下のかた	基準額 ×0.90	57,240円	4,770円
第5段階	○世帯に住民税が課税されているかたがいるが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超のかた	基準額 ×1.00	基準額 63,600円	5,300円
第6段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満のかた	基準額 ×1.20	76,320円	6,360 円
第7段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満のかた	基準額 ×1.30	82,680円	6,890円
第8段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満のかた	基準額 ×1.50	95,400円	7,950 円
第9段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上のかた	基準額 ×1.70	108,120円	9,010円

※第1段階は公費による保険料負担軽減により、平成30年度の負担割合は、基準額×0.45、年額28,620円、月平均2,385円となります。

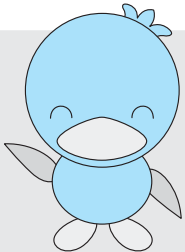
用語の説明

老齢福祉年金

大正5年(1916年)4月1日以前に生まれたかたで、一定の要件を満たしているかたが受給している年金です。

合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります。）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。



介護保険制度改正のお知らせ

4月から変わる内容

介護保険料の改正について

介護保険制度の見直しにより、保険料額が変更になりました。
詳しくは次ページをご覧ください。



利用者負担金助成事業の助成割合が変わりました。

介護認定を受け居宅で介護サービスを利用しているかたで、町民税非課税のかたに、助成割合により利用料の一部を助成しています。

このたび、4月サービス利用分から、下記のとおり一部助成の割合が変更になりました。

既に平成29年度に利用者負担金助成受給資格認定を受けたかたおよび平成30年4月1日以降に受給資格認定を受けるかたが対象になります。

また、随時、利用者負担金助成の新規申請を受け付けています。

3月サービス 利用分まで	介護保険料段階	助成割合	4月サービス 利用分から	介護保険料段階	助成割合
	第1段階	50%		第1段階	50%
	第2段階	50%		第2段階	25%
	第3段階	25%		第3段階	25%

8月から変わる内容

介護サービス負担割合が2割のかたのうち、特に所得の高いかたは、3割に変わります。

これまで、合計所得金額が年間160万円以上で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上のかたがサービスを利用した場合は利用者負担割合が2割でしたが、そのうち、合計所得金額が年間220万円以上で、年金収入とその他の所得金額の合計が単身世帯で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上のかたがサービスを利用した場合は、8月サービス利用分から負担割合が3割になります。

高額医療・合算介護制度の限度額が変わります。

1年間（8月～翌年7月）の医療費自己負担額と介護保険サービス費の負担額が一定の限度額を超えたとき、超えた分の費用を支給しています。

現役並み所得があるかたについては、所得区分を細分化し限度額が引き上げになりました。

7月算定分まで		8月算定分から	
所得区分	70歳以上の世帯	所得区分	70歳以上の世帯
現役並み所得者 (課税所得145万円以上)	67万円	課税所得 690万円以上	212万円
一般	56万円	課税所得 380万円以上	141万円
低所得者Ⅱ（非課税世帯）	31万円	課税所得 145万円以上	67万円
低所得者Ⅰ（非課税世帯）	19万円	一般	56万円
		低所得者Ⅱ（非課税世帯）	31万円
		低所得者Ⅰ（非課税世帯）	19万円

問合せ＝住民福祉健康課 保険年金係 ☎76 - 1366

保健センターだより

休肝日を作りましょう

4月は歓迎会などで飲酒する機会が増える時期です。

「酒は百薬の長」とはいいますが、多量のお酒を長時間飲み続けると、アルコール依存症のほかに、肥満や肝機能障害など様々なトラブルの原因になります。そうした事態を防ぐためにも、週に2日は「休肝日」を設けて、適正飲酒を心がけるようにしましょう。

《お酒を飲む時に心がけたいこと》

【つまみをとりながら、ゆっくり飲む】

短時間に一気に飲むと、肝臓への負担が重くなります。

【強いお酒は薄めて飲む】

アルコール度数の高いお酒は喉や胃腸の粘膜を刺激するので、水などで薄めて飲むようにしましょう。

【長時間飲み続けない】

お酒は時間を区切って飲み、なるべく早めに切り上げることが大切です。

【周囲の人に無理にすすめず、楽しく飲む】

お酒は会話をしながら、楽しく飲むことがストレス解消に有効です。周囲の人に無理強いするような飲み方は避けましょう。

【飲酒後の運動・入浴は要注意】

お酒を飲んだ後の運動や入浴は酔いが回りやすくなったり、血圧が低下する危険性がありますので、十分注意をしましょう。

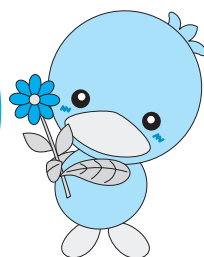


《1日の適正飲酒量を守りましょう》

■日本酒…1合(180ml)	■ワイン…グラス1.5杯(180ml)
■缶チューハイ…1.5缶(520ml)	■ウイスキー…ダブル1杯(60ml)
■ビール(中びん)…1本(500ml)	■焼酎…0.6合(110ml)

*お酒の適量は、年齢や体格、その日の体調などによっても異なります。一般的に成人男性の場合1日飲酒を上記の量に抑えることを心がけるようにしましょう。(女性や高齢者の場合は、これより少ない量が目安になります。)

自分の意思で休肝日を決めることで、「つい癖で飲んでしまう」というような習慣的な行動を抑制することができ、アルコール依存症の予防にもなります。



問合せ＝保健センター ☎76-2855

65歳以上75歳未満で障害をお持ちのかた

後期高齢者医療制度の障害認定について

65歳以上75歳未満のかたで一定の障害があるかたは、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

【対象者】

- 身体障害者手帳1級～3級のかた
- 身体障害者手帳4級のかたで、次のいずれかに該当されるかた
 - ①下肢障害4級1号
(両下肢のすべての指を欠くもの)
 - ②下肢障害4級3号
(一下肢を下腿の2分の1以上欠くもの)
 - ③下肢障害4級4号
(一下肢の著しい障害)
 - ④音声機能または言語機能の著しい障害
- 療育手帳A、Aのかた
- 精神障害者保健福祉手帳1級、2級のかた
- 障害基礎年金1級、2級の国民年金証書をお持ちのかた

【申請方法】

- ◎申請場所 住民福祉健康課 保険年金係
- ◎持参するもの
 - ・現在加入している保険証(被保険者証)
 - ・印鑑
 - ・障害の程度がわかるもの(障害者手帳、年金証書(障害年金)など)

【保険料について】

障害認定により後期高齢者医療制度に加入する場合は、加入月から後期高齢者医療保険料をご負担いただきます。希望する場合は、申請前に保険料を試算します。

※月の途中で認定を受ける場合は、それまで加入していた医療保険と後期高齢者医療制度とで、それぞれ高額療養費の自己負担限度額を負担することになりますのでご注意ください。



問合せ＝住民福祉健康課 保険年金係 ☎76-1366

重度心身障害者・こども・ひとり親家庭等医療費支給事業

福祉3医療助成制度について

医療保険適用後の自己負担分の医療費を助成する制度です。

①重度心身障害者医療費助成制度

【対象者】

- ▷身体障害者手帳1級～3級のかた
- ▷療育手帳A、A、Bのかた
- ▷精神障害者保健福祉手帳1級のかた
- ▷65歳以上で後期高齢者医療制度の障害認定を受けたかた(65歳未満で後期高齢者医療制度の障害認定を受けられる状態であったかたに限りません。)

※65歳以上で新規に手帳を取得されたかたはこの制度の対象外です。

②こども医療費助成制度

【対象者】

- ▷0歳から中学校卒業までのこども

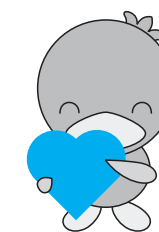
③ひとり親家庭等医療費助成制度

【対象者】

- ▷母子・父子家庭の母・父と18歳未満の児童(一定の障害のある児童がいる場合20歳未満。以下同じ)
- ▷父母のいない18歳未満の児童の養育者とその児童
- ▷父または母に一定の障害のある家庭の18歳未満の児童とそれを監護する父または母

※児童扶養手当に準じた所得制限があります。

問合せ＝住民福祉健康課 住民福祉係 ☎76-5132



町長コラム 111

ウォーキングのすすめ② 定期的に歩くこと！

ウォーキングには、年齢に関係なく老化予防・認知症の発症を遅らせる・脳卒中のリスク低減・天然の鎮痛成分であるエンドルフィンが分泌され、歩けば歩くほど気分が良くなる・睡眠を促す・関節に良い・血液循環を促進するなどの効果があります。

また、一日30分のウォーキングで、
・冠動脈性心疾患のリスク低減
・血圧や血糖値を正常にする
・脂質プロファイルを改善させる
・体重を維持し肥満のリスク低減
・骨粗鬆症のリスク低減
・乳がん・大腸がんのリスク低減
などの効果があることがわかっています。「そんなのどうでもいいよ！好きなものを食べて飲んで死んでもいい！」と思っていませんか？

特に、40～50代の方々、不摂生による脳卒中や糖尿病などで体が不自由になり、一人では日常生活がままならなかったり、医療や介護費用がかさむなど、第2の人生が療養生活にならないよう、今から運動習慣を考えてみませんか。

町では、ウォーキングの習慣化を目指し、ミムリン健康ポイント事業を始めています。無料の歩数計かスマートフォンアプリの歩数計測機能を使つての参加となります。事前に申込書を提出するか、アプリをダウンロードして利用登録が必要です。すでに参加している方(3月1日現在1,664名)におかれましては、ぜひ、口コミで未参加の方に宣伝してください。

今年度は4月～来年3月末までの一年間をポイント交換の対象とします。

新幹線定期券購入費の一部を助成します！『美里町新幹線定期券購入補助』

町では、定住人口の増加を図るとともに、将来にわたって活力ある地域社会を実現するため、新幹線を利用して通勤する新たに転入したかたに、「新幹線定期券購入補助事業」を実施します。

◎対象者

- ・美里町に平成30年4月1日から平成32年3月31日の間に転入（1年以内の再転入は除く）したかた
- ・転入時に40歳未満（同居する配偶者でも可）のかた
- ・継続して5年以上居住する意思があるかた
- ・住宅を取得（新築または購入）したかた
- ・町税などを完納しているかた

◎補助額

新幹線定期券1月当たりの額から、普通定期券の額および、新幹線にかかる通勤手当を差し引いた額の2分の1の額（月額2万円を上限）

◎補助金を受けられる期間

新幹線定期券の有効期間（申請年度の前年度は対象外）の初日から3年間

問合せ＝総合政策課 まち創生係 ☎76 - 1114

『美里町空き地バンク』登録にご協力ください！！

空き地を売りたいかた、貸したいかたはぜひ一度ご相談を！

町では、空き地（宅地、雑種地、農地）の有効活用により荒廃防止と町内への定住促進による地域活性化を図ることを目的として、空き地バンク制度を開始しました。

◎美里町空き地バンクとは？

町内に空き地を所有し、売却・賃貸を希望するかたと、美里町への定住などを目的に空き地の利用・

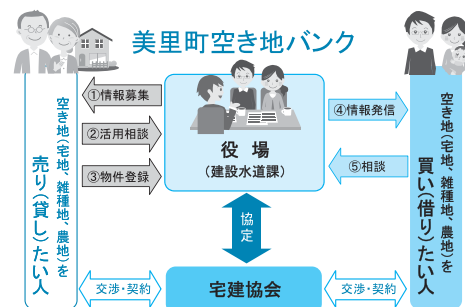
購入を希望するかたがバンクへ登録していただき、相互に必要な情報を提供する制度です。

◎募集します

空き地を売却・賃貸したいかた、空き地を利用・購入したいかたは、ぜひ登録をお願いします。また、町と協定を締結した宅建協会による空き地の活用相談も行っています。

まずは建設水道課 建設環境係へご相談ください。

問合せ＝建設水道課 建設環境係 ☎76 - 5134



埼玉県北部地域で『空き家バンク』を行っています

町では、埼玉県北部の6市町（熊谷市、本庄市、深谷市、神川町、上里町、寄居町）と連携して空き家バンク制度を行っています。

◎空き家バンクとは？

空き家となっている利活用可能な建物のうち、所有者が売却・賃貸を希望する物件を登録していただき、その情報をホームページなどで、町内に移住・定住を希望するかたなどに広く情報提供を行う制度です。

◎募集します

お持ちの空き家を売りたいかた、貸したいかた

は、ぜひ登録をお願いします。

まずは、建設水道課 建設環境係までご連絡ください。

宅建業者などによる調査を行い、登録可能か判断します。

※登録された空き家は、埼玉県北部地域空き家バンクホームページなどで情報を公開しています。

問合せ＝建設水道課 建設環境係 ☎76 - 5134

【空き地・空き家の所有者のみなさんへ】

町は、美里町シルバー人材センターと、「空き家等の適正な管理の推進に関する協定」を締結しました。空き家などの見回り、敷地の除草作業、植木の剪定、枝下ろしなどの業務を美里町シルバー人材センター（☎76-5430）に依頼することができますので、ぜひご利用ください。

美里町定住促進奨励金制度 対象者に最大で50万円の奨励金を交付します

町に定住するために、新たに住宅を取得しようとする40歳以下のかたへ奨励金を交付します。町内転居または建替えをされるかたも対象になります。

奨励金の対象者と交付金額

住宅取得奨励金

◎対象者

美里町内に住宅を取得し、町内に定住（転入または転居）したかたで、次の要件をすべて満たすかた

- ①定住促進奨励金の交付申請時に、申請者または配偶者の年齢が40歳以下のかた
- ②取得した住宅に、5年以上定住する意思があるかた
- ③居住する行政区に加入し、積極的に地域コミュニティに参加している、または参加する意欲があるかた
- ④世帯全員に、町税などの滞納がないかた
- ⑤過去、定住促進奨励金の交付を受けていないかた

交付例

- ①Aさん35歳 妻35歳 子ども1人 住宅購入+土地購入
F市生まれ→平成30年美里町へ転入
住宅取得20万円+子育て加算10万円+土地加算20万円=50万円交付
- ②Bさん30歳 妻30歳 子ども2人 住宅購入
美里町生まれ→平成15年H市へ転出→平成30年美里町へ転入
住宅取得20万円+子育て加算10万円=30万円交付
- ③Cさん45歳 妻38歳 子ども2人 住宅購入
美里町生まれ→平成28年Y町へ転出→平成30年美里町へ転入
住宅取得10万円交付

◎交付金額…20万円

※町内転居または転入前の市区町村に住民登録していた期間が3年未満のかたは、10万円となります。

交付額の加算措置

■子育て世帯加算

◎対象者

初めて美里町に住民登録するかた、または転入前3年以上他の市区町村に住民登録をしていたかたで、中学生以下の子供（妊娠中を含む）がいるかた
※町内転居または建替えのかたは対象になりません。

◎加算金額…10万円

■土地取得加算

◎対象者

住宅取得にあたり、土地を購入したかた

◎加算金額…20万円

※町内転居または転入前の市区町村に住民登録していた期間が3年未満のかたは、10万円となります。

奨励金の交付申請などについて

奨励金の交付を受けるには、交付申請の手続きが必要です。

交付申請の手続きは、転入・転居日から6か月以内に行ってください。

問合せ＝建設水道課 建設環境係 ☎76 - 5134

ミムリン郷土をふりかえる同窓会開催補助金

町では、他市町村に生活拠点を築いた美里町出身者たちが故郷を思い出し、郷里との交流を再開するきっかけづくりを目的として、同窓会費用の一部を助成します。

◎補助対象となる同窓会

- ①原則として町内の中学校を卒業したかたたちが行う、学年単位または学級単位（複数の学級で行うものを含む。）での同窓会
- ②20名以上の参加で開催されるもので、かつ、町外居住者が10名以上参加する同窓会

◎補助金額

「同窓会当日の出席者」1名につき1,000円、**最大5万円**まで助成します。

※同一の同窓会への補助金の交付は、同一年度

内に1回限りです。

◎補助金を受けるために

補助金を受け取るためには、同窓会開催時に、町が進める定住・移住・交流などの施策について、参加いただいたかたへ情報提供することが必要です。

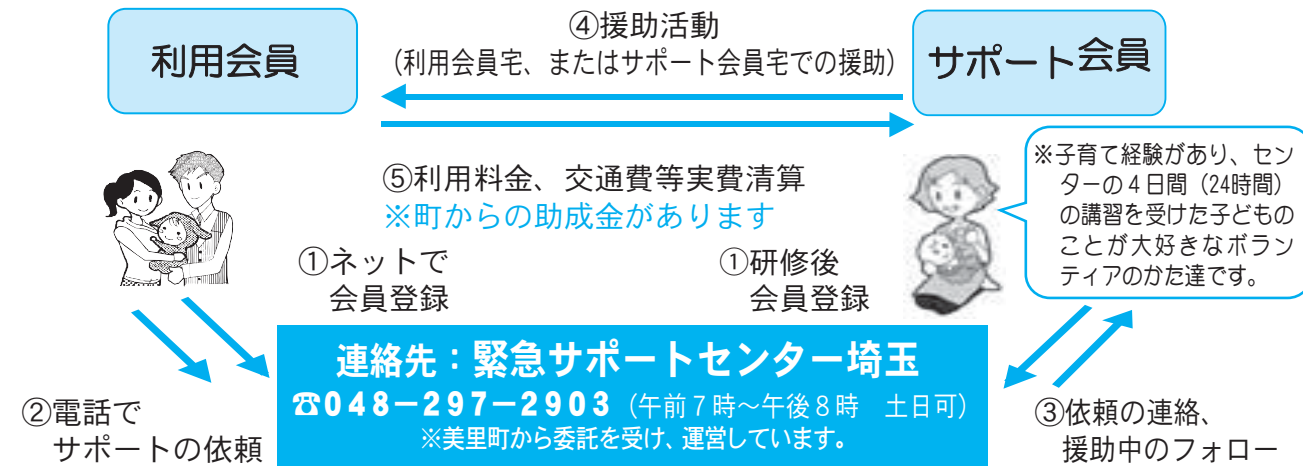
※補助金申請手続きなどの詳細は、ホームページをご確認ください。

問合せ＝総合政策課 まち創生係 ☎76 - 1114

ファミリーサポートセンター・緊急サポートセンター

子育てしているお母さん、お父さん！ いつもお孫さんを見ているおばあさん、おじいさん！ 急に子どもを預かってほしい時、ちょっと息抜きしたい時、地域のサポート会員がお子さんのお世話やお預かりなど、育児のお手伝いをします。

※子育てのお手伝いをして欲しいかた（利用会員）とお手伝いをしたいかた（サポート会員）が会員となり、センターの仲介をとおして、会員同士が支え合う活動です。



★依頼の内容によってファミリーサポートセンター、緊急サポートセンターを使い分けます

予定が決まっている・元気なお子さんの預かり

ファミリーサポートセンター

急を要する時・病気のお子さんの預かり

緊急サポートセンター

- ◎預かり場所：サポート会員宅、利用者宅、その他
- ◎預かり対象年齢：原則0歳～小学校6年生まで
- ◎預かり人数：複数可。サポート会員と相談の上決定します。※病児の預かりは1対1の援助のみとなります。
- ◎保険：NPO保険加入（賠償責任・傷害保険）

★ご利用には事前の登録が必要です ～利用の流れ～

●登録する

- ①「緊急サポートセンター埼玉」で検索。
 - ②美里町をクリック。会則、サポート内容（利用の手引き）をお読みのうえ、入会申込フォームに入力し、送信してください。
 - ③登録完了！
- ※インターネットを使わないかたは郵送、FAXで必要書類をお送りしますのでご連絡ください。
住民福祉健康課 住民福祉係（☎76-5132）にも入会申込書があります。



緊急サポートセンター埼玉
ホームページ

●依頼する

利用希望日時が決まったら緊急サポートセンター埼玉へ電話で連絡
☎048-297-2903（受付時間：午前7時～午後8時 土日可 年末年始12/29～1/3休み）

利用時間と料金について

- ◎利用できる時間 午前5時～午後10時
- ◎利用料金 1時間あたり 800円～1200円
- ※美里町から1時間あたり300円～400円の利用料補助があります。利用後に住民福祉健康課へ申請してください。

ご登録したかたに、3時間無料
お試し券プレゼント!!

登録、利用についての問合せ

緊急サポートセンター埼玉

運営団体 特定非営利活動法人 病児保育を作る会
☎048-297-2903 FAX 050-3488-0147 Mail: byoujihoiku@oboe.ocn.ne.jp
（電話受付時間 午前7時～午後8時 年末年始休）

制度についての問合せ＝住民福祉健康課 住民福祉係 ☎76-5132

美里町起業支援事業補助金

産業の振興および活性化を図るため、町内で起業する事業者には補助金を交付します。

◎補助対象者

- ・代表者または1人以上の従業員が町内に住所を有するかた
- ・法人にあっては、本店が町内に住所を有するかた
- ・町内に事業所を設置し5年以上継続して事業を行う見込みがあるかた
- ・代表者が町内に住所を有していない場合は、町内に住所を有しているかたを新規で1年以上雇用する見込みがあるかた

◎補助内容および金額

- ◆事業所開設に要する経費（事業書の購入、建設、改修費）への補助（町内業者によるものに限る）
補助率 1/2
補助限度額 50万円
- ◆事業所などの賃借に要する経費への補助
補助率 1/2
補助限度額 50万円（月額5万円）
補助対象期間 事業開始日から12か月以内



- ◆事業所の雇用促進を目的とする経費への補助（事業実施に必要な人件費）
補助率 1/2
補助限度額 50万円（月額5万円）
補助対象期間 事業開始日から12か月以内

※補助対象経費は50万円以上とします。
※申請は補助対象事業ごとに1回限りとなります。
※複数の事業を申請する場合、補助限度額の合計は50万円とします。

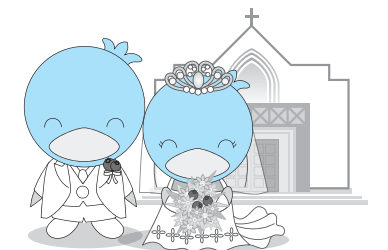
問合せ＝農林商工課 産業振興係 ☎76-5133

結婚新生活支援事業

美里町内で結婚生活をスタートする新婚世帯に、住居費や引越費用などの費用の一部を助成します。

◎支給対象者

- 平成30年4月1日以降に婚姻届を提出し受理された夫婦で、次の要件を全て満たす世帯
- 前年（4月または5月の申請は前々年）の夫婦の合計所得が340万円未満
※夫婦の双方または一方が申請時において無職の場合、離職したかたについては所得なしとして算出します。
 - 補助金の交付申請時に夫婦ともに34歳以下
 - 対象となる住居の住所へ夫婦のいずれもが転入届または転居届を提出し、受理されているかた
 - 夫婦のいずれもが町税などを滞納していないかた
 - 補助金の交付から3年以上美里町に居住する意思があるかた
 - 他の公的補助による家賃補助を受けていないかた



◎対象経費

- 平成30年4月1日以降に結婚を機に生じた費用
- 新たに美里町内の住宅を取得した際の費用
- 新たに美里町内の住宅物件を賃貸する際にした費用で、賃料、敷金、礼金共益費および仲介手数料
- 婚姻に伴う引越しに要した経費

◎補助金額

1世帯あたり30万円（上限）

◎交付申請について

補助金の交付を受けるには、交付申請の手続きが必要です。

問合せ＝住民福祉健康課 住民福祉係 ☎76-5132



平成30年度の

ミムリン健幸ポイント事業がスタートしました。



■事業対象者

歩数計による参加…40歳以上 アプリによる参加…20歳以上
※今年度からアプリによる参加が20歳以上となります。

■事業スケジュール

ポイント項目に取り組み、ポイントを獲得
平成30年4月1日～平成31年3月31日

獲得したポイントを「みさと元気チケット」
と交換（上限は5,000ポイント）
平成31年度中を予定

■参加の注意点

【歩数計による参加】

歩数計は過去30日分のデータしか保存することができません。
保存期間を過ぎないように以下のとおりデータ送信をお願いします。

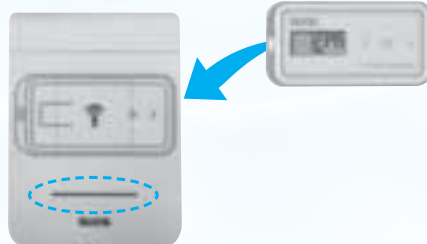
【アプリによる参加】

各スマートフォンの機種によってはアプリを起動しないと歩数の取得およびポイントの獲得ができない場合があります。また、端末によっては歩数を全く取得できなかったり異常な数値を取得する場合がありますので、その場合は歩数計による参加をお願いします。

■データ送信方法

- 1 歩数計をリーダーライターの上にのせる。
のせると が青く光ります。

歩数計データを
送信します。



- 2 が緑色に点滅したら歩数計をはずす。

送信が
終了しました



データ送信場所一覧

美里町役場
保健センター
コミュニティセンター
菓子処たかはし
美里万葉の里直売所
円良田特産センター
セブン-イレブン 美里小茂田店
セブン-イレブン 美里南十条店
セブン-イレブン 美里古郡店
セブン-イレブン 美里中里店

ポイントを貯めて 「みさと元気チケット」と交換しよう！

■ポイント項目

項目	ポイント獲得条件	ポイント数
歩数	1日の歩数が各年齢別に設定された目標歩数を達成	3～12ポイント/日
特定健診等	特定健診、後期高齢者医療健診、※職場健診、※学校健診、 ※人間ドックのいずれかを受診 ※は結果を保健センターへ提出	1,000ポイント
がん検診等	胃がんリスク、前立腺がん、大腸がん、肺がん、 乳がん、子宮頸がん、骨粗しょう症、歯周疾患、 20歳・30歳ピロリ検診を受診	1つの検診につき 200ポイント
高齢者いきいき対策 (サロン)事業	高齢者いきいき対策(サロン)事業に参加	200ポイント/回 (上限1,000ポイント)
事業・イベント	保健センターと公民館の合同事業に参加(運動教室)	上限2,000ポイント
	元気!いきいき100歳体操に参加	20ポイント/回 (上限1,000ポイント)
	元気!いきいき100歳体操サポーター養成講座修了者	1,000ポイント
	健康まつりに参加	100～500ポイント
	保健センターの実施事業に参加(健康づくりに関するもの)	上限500ポイント
	公民館の実施事業に参加(健康づくりに関するもの)	上限300ポイント

■歩数によるポイント

年齢	3ポイント	6ポイント	9ポイント	12ポイント
20歳～39歳	3,000歩	4,000歩	6,000歩	8,000歩
40歳～64歳	3,000歩	4,000歩	5,000歩	7,000歩
65歳～74歳	1,000歩	3,000歩	5,000歩	6,000歩
75歳～	1,000歩	2,000歩	4,000歩	5,000歩

問合せ＝保健センター ☎ 76-2855

農林商工課・農業委員会 からのお知らせ

堆肥の施用または保管について

町では、農地などへの堆肥などの不当な大量投与を防止するため、堆肥などの施用・保管に関して必要な事項を定めています。

【堆肥の施用、保管に関する届出】

左記基準を超える堆肥を施用または保管する場合は、30日前までに届出が必要となります。

【堆肥の施用】

◎農地：「一作につき20 t」かつ「10 aあたり20 t」
◎森林：「5 t」かつ「1 haあたり5 t」

※木質系チップなど（樹皮、剪定枝など）を施用する場合

◎農用地：10 aあたり100 m³（約10 cm）
◎果樹園：10 aあたり150 m³（約15 cm）
◎森林：1 haあたり500 m³（約5 cm）

【堆肥の保管】

保管場所1箇所につき「50 t」

堆肥を施用する際は

未成熟のままの家畜ふん尿堆肥などの施用は悪臭発生の原因になっています。施用の際は、次の点にご注意ください。

- ①よく腐熟した堆肥（完熟堆肥）を施用すること
- ②施用後は、臭気の飛散を抑えること（速やかに耕起する、しっかりと覆土すること）

農地中間管理事業について

埼玉県農林公社（農地中間管理機構）が中間的な受け皿となり、農地を所有者から借りてそれを貸し付けることで地域の担い手に農地を集約する事業を進めています。

町内では広木・駒衣・古郡・沼上・北十条・南十条の農地が対象になっています。

対象地域内の農地を所有されているかたで、まだ事業に参加されていないかたはぜひ参加をご検討ください。

詳しくは農林商工課または農業委員会へご相談ください。

森林の樹木を伐採するときは「伐採届」が必要です

地域森林計画の対象となっている森林（保安林を除く）の木を伐採するときは、森林法により、「伐採届」の提出が義務付けられています。

伐採する場合には、事前に対象となっている森林かを農林商工課へお問い合わせください。

【届出対象者】

◎森林所有者が自分で伐採するとき
は、森林所有者が提出します。
◎森林所有者が請負によって伐採するとき
は、森林所有者と伐採業者が連名で提出します。

【届出期間】

◎伐採を始める30日前までに提出してください。無届で伐採した場合は、森林法による罰則が適用されることがあります。

◎森林以外に転用するため、0・1 ha以上1 ha以内の開発（土地の形

質変更）を伴う伐採を行う場合は、「伐採届」とあわせて「小規模林地開発行為届出書」の提出が必要です。

◎1 haを超える開発を行う場合は、「伐採届」でなく、埼玉県寄居林業事務所に「林地開発許可」の申請が必要です。

森林の所有者届出制度について

個人・法人を問わず、売買や相続により、地域森林計画の対象となっている森林の土地を新たに取得したかたは、面積に関わらず、森林法により「森林の土地の所有者届出書」の提出が義務付けられています。

【届出期間】

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村に届出をしてください。

農振除外の手続きについて

農地は、法律により、農業以外の用途に利用することが制限されています。

農地に住宅などを建設したり、駐

は、事前に相談をしてください。

平成30年度の経営所得安定対策について

米・麦・大豆などについて、需要に応じた生産の促進と水田農業全体としての所得の向上などにより、農業経営の安定を図るため、この対策に加入しましょう。

【加入方法】

4月に農事部長から配布される営農計画書に作付計画を記入して、農林商工課または美里営農経済センターに申請してください。

【対策の内容について】

1 水田活用の直接支払交付金

食料自給率向上に向けて、水田を有効活用して戦略作物を生産する農業者に対して支援を行います。

※戦略作物：麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米

①対象者

販売目的で、戦略作物を生産する農業者

②交付単価

▼麦、大豆、飼料作物
↓3万5千円／10 a
▼WCS用稲

▼加工用米	↓	8万円／10 a
▼飼料用米、米粉用米	↓	2万円／10 a
↓収量に応じ、5万5千円／		10万5千円／10 a
※その他、地域の特色ある産品を支援する産地交付金（二毛作、耕畜連携への支援を含む。）があります。		
2 畑作物の直接支払交付金		
畑や水田において、麦、大豆、そば、なたねを販売目的で生産する農業者に対して支援を行います。		
①対象者		
対象作物を販売目的で生産を行う販売農業者で、認定農業者、集落営農または認定新規就農者		
②数量払い交付単価		
▼小麦	6,690円／60 kg	
▼二条大麦	5,520円／50 kg	
▼六条大麦	6,000円／50 kg	
▼はだか麦	8,610円／60 kg	
▼大豆	9,940円／60 kg	
▼そば	1万7,470円／45 kg	
※これらの交付単価は、1等Aランクの単価です。等級やランクにより、交付額が変わります。		
③面積払い（営農継続支払）交付単価		

当年産の作付面積に応じて交付されます。

面積払（営農継続支払）の単価…
20,000円／10 a
（『そば』は13,000円／10 a）
米の直接支払交付金は廃止されましたが平成30年産以降も需要に応じた生産・販売の重要性は変わりません。

米価は産地銘柄ごとの需給バランスによって形成されており、農業者が市場動向や自らの販売実績などを踏まえ、どの作物をどれだけ生産し、誰にどのように販売するのかという戦略に基づいて主体的に取り組むことが重要です。

環境にやさしい営農活動に取り組む農業者のかたへ

化学肥料・農薬の使用を減らした農業などの環境にやさしい営農に取り組む農業者に対し、国・県・町が補助金（環境保全型農業直接支払交付金）を交付します。

【対象者】

国際水準GAPを実践している農業者、有機農業に取り組む農業者、埼玉県特別栽培農産物認証などを受けている農業者などで構成される団体

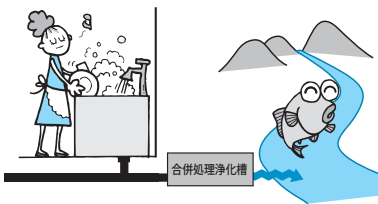
美里町浄化槽設置整備事業補助金交付制度

「合併処理浄化槽」を設置して快適な生活環境を

合併処理浄化槽へ転換するかたの負担を軽減するために、補助金を交付します。

合併浄化槽にすると…

- ◎河川の水質への影響を大幅に減らすことができます。
- ◎悪臭や害虫の発生を抑制し、生活環境の向上につながります。



この機会にぜひご利用ください！

区 分	人槽区分	補助金額	
		平成30年度	平成31～32年度
① 浄化槽設置費	5人槽以下	352,000円	352,000円
	7人槽以下	434,000円	434,000円
	10人槽以下	568,000円	568,000円
②	配管費	100,000円	
③	既設槽処分費	62,000円	62,000円

問合せ＝建設水道課 上下水道係 ☎76-1116

4月1日から

埼玉県では自転車保険への加入が義務になりました！



Q1 なぜ義務化するの？

自転車事故を起こした際の被害者救済や、加害者の経済的負担の軽減を図るためです。

Q2 何が変わるの？

- ①自転車利用者
埼玉県内で自転車を利用する場合に、自転車損害保険などへの加入が義務になります。
- ②自転車を利用する事業者
業務として自転車を利用する場合に、自転車損害保険などへの加入が義務になります。

- 対象地域＝浄化槽整備区域と公共下水道整備区域内の未供用区域
※公共下水道供用開始区域と農業集落排水整備区域は対象外です。
- 対象者＝専用住宅に10人槽以下の合併処理浄化槽を設置するかた
※新築、増築、改築に伴う場合は対象外です。

- 補助金額＝表の①＋②＋③
- 申込方法＝浄化槽設置整備事業補助金交付申請書を提出
※申請書様式は建設水道課 上下水道係窓口にて用意してある他、町ホームページからもダウンロードできます。

- 申込場所＝建設水道課 上下水道係
- 申込期限＝平成31年1月31日(木)
- 注意事項＝
 - ◎補助基数に限りがありますので、お早めに申し込みください。受付は申請順となります。
 - ◎お近くの浄化槽工事業者が分からない場合は建設水道課 上下水道係までお問い合わせください。
 - ◎全ての生活排水が戸別合併浄化槽に流入するように配管することが必要です。

自転車事故の
高額賠償事例
9,521万円

(神戸地方裁判所、平成25年7月)

- ③自転車貸付業者
レンタル業務として自転車を貸付ける場合に、自転車損害保険などへの加入が義務になります。
- ④自転車販売店・学校
自転車損害保険などの加入確認および未加入時の情報提供が努力義務になります。

問合せ＝埼玉県 県民生活部防犯・交通安全課 ☎048-830-2960

水田の給水栓管理について

4月下旬から農業用パイプラインでの通水が始まります。
給水栓の劣化やゴミの詰まりにより、水が止まらなくなることがあります。
通水前に各自、清掃・点検を実施しましょう。
※給水栓の各部品については農林商

- 【対象となる取組み】
次のいずれかに該当する取組み
①緑肥などを作付し、化学肥料・化学合成農薬を慣行レベルから5割以上低減させた取組み（カバークロップ）
②畝間に麦類などを作付し、化学肥料・化学合成農薬を慣行レベルから5割以上低減させた取組み（リビングマルチ）
③有機農業の取組み など
- 【交付単価】
10aあたり8千円以内
- 【申請期限】
4月27日(金)

住宅改修資金補助事業について

- 町では、本年度も地域経済の活性化と居住環境の向上のため、住宅改修工事費の一部補助を行います。この補助事業は、町内居住者が所有する住宅（倉庫などは除く）の改修工事に対し補助を行うもので、1世帯につき1回限りです。
- 【交付額】
改修する工事に要した費用（消費税は除く）のうち、30％に相当する額（10万円を限度とし、千円未満は切り捨て）を美里町商工会が発行する商品券「みさと元気チケット」により交付。
- 【要件】
 - ◎町内に居住し、住民基本台帳に登録されているかたであること
 - ◎工事金額が10万円以上（消費税を除く）であること
 - ◎自己が所有する住宅（倉庫などは除く）であること
 - ◎町税などに未納がないこと
 - ◎改修工事を町内の業者で行うこと
- 【申請】
工事着工前に申請書を記入のう

農地バンク制度について

「農地バンク制度」とは、農地の所有者のかたに耕作や管理が困難になった農地を登録していただき、その情報を農地の借受などを希望するかたに提供することで、貸借などを支援する制度です。
遊休農地の発生を防止し、農地の有効利用のため、「農地を貸したい・売りたい」、「農地を借りたい・買いたい」と考えているかたは、農業委員会事務局までお問い合わせください。

美里町内農産品販売促進事業について

町内の農林水産物およびそれらを原料とする加工品の販売促進につながる活動を支援します。
◎店舗開設支援事業
【事業内容】
町内に住所を有する個人が、町内で小売業・飲食サービス業を週5日以上営む店舗の新築・増改築・修繕

え、必要な書類を添えて農林商工課窓口へ提出してください。

に要する経費を補助します。
【交付要件（すべて満たすこと）】
①新たに店舗を経営すること
※世代交代によるものも含みます
②町内建築業者による施工であること
③町内で生産された農産品を扱う店舗であること

- ④建築工事費50万円以上であること
※消費税および地方消費税の額を除いた工事費が対象となります。
※店舗併用住宅の場合は、店舗の用に供する部分に限りります。
- 【補助金額】
補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、50万円を上限とします。
※一人に対し1回限りの交付となります。
※1,000円未満の端数は切捨てとします。

◎営業許可取得支援事業
食品衛生法などに基づく営業許可や食品衛生責任者の資格取得に要する経費を補助します。

事業実施には事前申請が必要です。事業計画のあるかたは事前に農林商工課にご相談ください。

参加者募集！！

理学療法士・歯科衛生士がサポート！
元気を取り戻しましょう！

介護予防事業
「シニア健康あっぷ塾」を開催



「シニア健康あっぷ塾」は、運動と口腔機能を改善させ、生活レベルの向上を目的とした教室です。

運動は、イスやマットなどを使用し、柔軟性を高め、筋力とバランス能力をつけていきます。腰痛・膝痛、また転倒予防に効果のある運動も取り入れていきます。

口腔関係では、口の働きや噛むことの大切さを学ぶほか、正しい口腔ケアの指導もあります。自分らしい生活を続けるために、ぜひご参加ください。

- 日程

右記参照
- 時間

午前9時～11時
- 場所

保健センター
- 参加費

無料
- 定員

15名程度
- 送迎

車での送迎は相談のうえ決定
- 申込み

4月2日(月)から電話申込み開始（定員になり次第締切）

- 対象者

次の①から④までの条件をすべて満たすかた
- ①町内在住のおおむね65歳以上のかた
- ②「基本チェックリスト」を実施し運動機能などに低下が認められたかた
- ③医師から運動を禁止、もしくは運動の制限を受けていないかた
- ④原則として全日程（13回）参加できるかた

※第2クールは9月からを予定しています。詳細は広報でお知らせします。

問合せ＝地域包括支援センター（保健センター内） ☎76 - 1325

保健センターからのお知らせ

高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種費用を助成します

肺炎は、日本人の死因の第3位となっています。町では、ワクチン接種により肺炎を少しでも予防でき、安心して過ごせるよう、今年度も肺炎球菌ワクチン予防接種費用の一部を助成します。

接種対象者

- ①美里町にお住まいの平成31年4月1日までに65歳以上になるかた（昭和29年4月1日以前に生まれたかた）で今までに肺炎球菌ワクチン予防接種の助成を受けたことのないかた
- ②60歳以上65歳未満のかた（昭和29年4月2日～昭和34年4月1日生まれ）で、心臓、じん臓、呼吸器または免疫機能に障害がある身体障害者手帳1級相当の、今までに肺炎球菌ワクチンを接種したことのないかた

期 間 4月2日(月)～
平成31年3月30日(土)

- 実施回数

1回のみ
- 自己負担額

2,000円



- ※昭和28年4月2日から昭和29年4月1日生まれのかたには個人通知します。
- ※昭和28年4月1日以前に生まれたかたで、接種を希望されるかたは、電話（76-2855）または保健センター窓口でお申込みください。後日、必要書類を送付します。
- ※平成29年度以前の予診票をお持ちのかたも再度申し込みが必要となります。
- ※生活保護世帯および中国残留邦人等支援受給者のかたは「受給証」などを医療機関へ提示すると接種費用が無料となります。
- ※東日本大震災で被災されたかたは接種費用が無料になります。事前に保健センターへお問い合わせください。

問合せ＝保健センター ☎76 - 2855

室内犬も登録・注射が必要です！

飼い犬の登録・狂犬病予防注射を必ず受けましょう！

生後91日以上の犬は、狂犬病予防法で、登録と狂犬病の予防注射が義務付けられています。登録義務は1頭につき1度だけですが、**予防注射は年1回以上**受けるよう定められています。

☆集合注射での接種を希望されるかた

町では、集合注射を行っています。犬の登録をしているかたには、はがきを送付しますので、必要事項をご記入のうえ、料金と一緒にお待ちください。

はがきが届かなかったかた、他市町村などで登録後転入されたかたは、犬の鑑札をお持ちください。

☆次の時は必ず届け出てください。

- ・犬が死亡したとき
- ・飼い主の住所、氏名が変更になったとき
- ・美里町に転入されたとき（前住所地で交付された鑑札をお持ちください。）

納税者の皆さまへお知らせ

土地・家屋縦覧帳簿の縦覧と固定資産税台帳の閲覧制度を利用してみませんか

①土地、家屋帳簿の縦覧

町内所在の課税対象となる土地または家屋について、土地の納税者は（自己所有の土地だけでなく他の所有の土地も含めて）土地課税台帳に登録された価格を縦覧できます。

また、家屋の納税者は（自己所有の家屋だけでなく他の所有の家屋も含めて）家屋課税台帳に登録された価格を縦覧できます。

②固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳のうち自己の資産について記載された部分を閲覧できます。

また、土地を借りているかたはその土地について、家屋を借りているかたはその家屋とその敷地の土地について、固定資産課税台帳の記載内容を閲覧できます。

③宅地の標準的な価格の閲覧

固定資産税に係る標準的な宅地の価格について、

日時・会場

- ◎4月19日(木)

午前10時～11時30分 東児玉公民館

午後1時10分～2時30分 松久公民館
- ◎4月20日(金)

午前10時～11時30分 役場西側駐車場

午後1時10分～2時30分 大沢公民館

料金(一頭分)

登録済みの犬…3,300円(①+②)
新規登録の犬…6,300円(①+②+③)
(内訳)

- ①注射料金

2,750円
- ②注射済票交付料

550円
- ③登録料

3,000円



※当日、新規登録を行うことができます。

※フンの始末などの、マナーを守って接種を受けてください。

※上記日程で都合がつかない場合は、動物病院などで個別接種を受けてください。その場合、注射料金が上記とは異なる場合があります。

問合せ＝建設水道課 建設環境係 ☎76 - 5134

どなたでも閲覧できます。

■縦覧・閲覧期間

- (1)土地、家屋帳簿の縦覧について

4月2日(月)～5月31日(木)の午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日を除く）
- (2)固定資産課税台帳の閲覧と宅地の標準的な価格の閲覧について

毎日、午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日を除く）

■縦覧・閲覧場所

総務税務課 税務係窓口

■手数料

無料（②については、閲覧期間以外は有料になります。）

■持参するもの

①、②を希望されるかたは、身分証明書（免許証、保険証など）と印鑑をご持参ください。代理人の場合は、代理人選任届が必要です。

なお、借地借家人で閲覧を希望するかたは身分証明書と印鑑のほかに賃貸借契約書の提示が必要になります。

問合せ＝総務税務課 税務係 ☎76 - 5131

タクシー運賃の一部を助成します！

美里町公共交通(タクシー)利用料金補助事業

町では、住民ニーズに合った利便性の高い公共交通サービスとして、自動車運転免許証の交付を受けていないかたなどに、タクシーを利用した「公共交通(タクシー)利用料金補助事業」を実施しています。

日常生活において必要とされる医療機関・買い物場所・公共施設・金融機関・駅への移動手段確保として、タクシー券を交付します。

利用券の額など

年間交付限度枚数＝72枚(500円券) **36,000円分**
使用限度＝1回の乗車につき3枚(1,500円)まで

利用目的

美里町を発着とする通院、通所、買い物場所・公

共施設・金融機関・駅への移動

対象者

自動車運転免許証の交付を受けていないかた(40歳以上)など

申請方法

総合政策課の窓口で受付をしています。
※利用者証を作成しますので、本人の写真が必要です。
※ご家族のかたなど、代理申請でも受け付けします。

問合せ＝総合政策課 まち創生係 ☎76-1114



『第13回花いっぱい運動』参加団体・グループ募集中

美里町コミュニティ協議会では、花いっぱい運動に参加してくださる団体・グループに花の苗を配付しています。

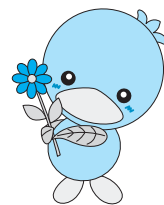
花いっぱい運動は、地域のみなさんに花を植えていただき、町内を明るく美しく彩る運動です。花の苗は公民館や道路沿いの用地などの公共性の高い場所に植えてください。

参加を希望する団体・グループは、4月27日(金)までに美里町コミュニティ協議会事務局へお申し込みください。

花の苗は、マリゴールド、日々草、百日草を予定しています。苗のみの配付ですので、プランターなどに植栽する場合は、各団体でご用意ください。

苗の配付日などについては、協議会を取りまとめ調整後に申請者へ連絡します。

問合せ＝美里町コミュニティ協議会事務局(総務課内)
☎76-11115



ワンポイント手話講座⑧

～船～

両手を「船」の形につけ合わせて前へ出す



(出典:わたしたちの手話
／(一財)全日本ろうあ連盟発行)

俳句
息を止めフイギユアを見る冬五輪
梅の香や茶店の娘らの笑い声
大沢 公子
大野 満子

短歌
銀世界犬と親子の歓声は
燥く子供等幸の球投げ
清水ミヨ子
須賀 茂子
残雪の端に小さき水仙の
陽光を浴び伸びる嬉しさ
原 武久
「たまた」と元気な声で靴揃え
急に賑わう園児が帰る
小林カツ子
さざ波に夕やみせまる東京湾
すその広がる赤富士まぶし
福島恵美子
静もれる冬の木立に風なくて
吾れに寂しき昼の空間
堀内 英子

みやと文芸
俳句と短歌を募集中！毎月5日まで
に総合政策課へお届けください

薄氷滑りておどけ踏みて割る
「ガラスの欠片に 似てる」と言つて
ついに来た我が美里にも大寒波
妻が止めても枝雪おろし
ちよつとつ固いつぼみもふつくと
河津桜が紅色まして
剪定後毛細血管のごとき
小枝でなお空へ街路樹は
身馴川の千本桜は見頃なり
二両の電車が鉄橋よぎる
有馬 淳子
有馬 康博
有馬 千代
丸山 好子
中里 合江

森の図書館だより

新しい本を紹介します。ぜひご来館ください。

- 【一般書】
●天翔ける 葉室 麟/著
●婚約迷走中 群ようこ/著
●大人に刺さる 幼稚園・保育園児の名言 東邦出版編集部/編
●ゼロからはじめる！脱サウ農業の教科書 田中康晃/著

- 【児童書】
●ひみつのきもちぎんこう かぞくつうちょうできました
ふじもとみさと/作・田中六六/絵
●スプーンちゃん 小西英子/さく
●こども武士道 齋藤 孝/監修
●動物たちは、冒険家！ 地球を旅する生きものの不思議
キム・トマス/文、フリオ・アントニオ・プラスコ/絵

休館日 毎週月曜日 4月27日(金)【整理日】 開館時間 平日：午前10時～午後6時 土日祝日：午前10時～午後5時

問合せ＝森の図書館 ☎ 75-2055 HPアドレス＝<https://www.lib100.nexs-service.jp/misato/webopac/index.do>



読書手帳
配布中！

図書利用カード登録
【受付時間】
火～金：午前10時～午後5時30分
土日祝日：午前10時～午後4時30分
【登録に必要なもの】
・本人確認書類(免許証、保険証など)
…氏名・生年月日・住所確認のため
・個人利用申込書(カウンターに設置)
ご来館の際、カウンターに本人確認書類を提示してください。職員が登録情報を確認し、カードを交付します。
作業にはお時間をいただく場合がありますので、ご了承ください。



美里町スポーツ少年団 新入団員募集！

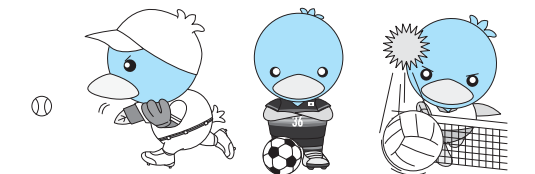
■対象＝3歳～ ※男女を問わず入団できます。

スポーツをして心も体も大きく成長しよう！！

見学は随時受け入れていきます！！

まずは、見て・体験してください！

きっと、良き仲間、良き指導者に会えるはず！



団名	種目	練習日と練習時間	練習場所	入団金(円)	年会費(円)	代表者・連絡先
美里FC	サッカー	※・※午後6時30分～8時30分 ±・田午前9時～正午	体育広場	1,000	1～2年9,000 3～6年16,000	田島 勇 ☎090-5199-8449
美里少年野球	野球	±・田午前9時～正午	遺跡の森グラウンド	1,000	12,000	中兼勝美 ☎76-3188
美里キャプテンバード	バスケットボール	※・±午後6時～8時 田(第2・4)午前9時～正午	町民体育館	1,000	12,000	細村知樹 ☎76-1446
柔道	柔道	田・※午後6時30分～8時30分	町民武道館	1,000	6,000	丸山 保 ☎76-1559
空手道	空手道	※(第1・3)・金午後7時15分～9時	東児玉小体育館	0	12,000	高橋八位美 ☎080-1189-5835
美里Jrバレーボール	バレーボール	※・金午後6時30分～9時 田(高学年のみ)午前9時～正午	町民体育館	1,000	8,000	中島真智子 ☎090-2310-8456
万葉の里太鼓	太鼓	±(第1・3・5)午前9時15分～11時45分	町民武道館	1,000	3,000	秋山 暁 ☎76-4919

※上記の活動日時と場所をご確認のうえ、お越しください。不明な点などは、各少年団の代表者にご確認ください。

問合せ＝教育委員会事務局 社会教育係 ☎76-3431(コミュニティセンター内)

4月2日（月）に事務所が移転します

今まで、保健センター内にありましたシルバー人材センター事務所が、4月2日(月)に『美里町遺跡の森館内』に移転しますのでお知らせします。なお、移転に伴う電話番号の変更はありません。

移 転 日 4月2日(月)

移 転 先 美里町大字木部574番地

美里町遺跡の森館1階事務室

電話番号 ☎76 - 5430

～団員募集～ 美里町赤十字奉仕団

一緒にボランティアしませんか。
さまざまな活動を通じて奉仕の
輪を広げています。

Q1 赤十字とは？

- ◎民間の団体で世界的な組織です
- ◎ボランティア団体で人の命と尊厳を守ることを目的とした団体です
- ◎財源を支えているのは国民です(社費や寄付金など)

Q2 赤十字奉仕団とは？

- ◎赤十字の基盤となる重要な奉仕者組織です
- ◎身近な奉仕活動を通じて赤十字のめざす人道を広めます

Q3 美里町の奉仕団はどんな活動をしているの？

高齢者施設でのボランティア、
町民祭での炊き出し、研修会 他

申込み・問合せ
美里町社会福祉協議会
☎76 - 3601

新会員・仕事の依頼を募集！

入会説明会＝4月18日(水) 午前10時30分～
毎月第3水曜日（祝日の場合は翌日）に開催しています。

※仕事の依頼をしたい企業・個人のかた、
ぜひシルバー人材センターをご活用ください。

問合せ＝シルバー人材センター ☎76-5430

命の助け方に関する講習会

普通救命講習会を開催します

■実施日時＝

普通救命講習Ⅰ（受講時間3時間）

5月12日(土)、6月16日(土)、7月14日(土)、8月18日(土) 午前9時～

普通救命講習Ⅱ（受講時間4時間）

9月15日(土) 午前9時～

※上記日程以外の普通救命講習Ⅰ、普通救命講習Ⅱ、普通救命講習Ⅲ（受講時間3時間）、上級救命講習（受講時間8時間）は団体（15名以上）での申込みにより、児玉郡市広域消防本部などで開催可能です。

■申込み・実施場所＝児玉郡市広域消防本部中央消防署
（本庄市西富田904番地3）

■対象＝児玉郡市内在住、在勤または在学する中学生以上のかた
○講習は、1週間前まで随時受付し、定員（30名）になり次第締め切ります。（7名未満の時は、実施を見送ることがあります。）

○受講申請書は、中央消防署で配付またはホームページから
問合せ＝中央消防署 救急係 ☎24 - 8395

講習区分	主な内容
普通救命講習Ⅰ （個人・団体可）	○心肺蘇生法（AEDの使用法を含む。） ○大出血時の止血法 ○気道異物除去法
普通救命講習Ⅱ （個人・団体可）	○普通救命講習Ⅰの内容 ○座学・実技の効果測定
普通救命講習Ⅲ （団体のみ）	○小児・乳児・新生児に対する応急手当
上級救命講習 （団体のみ）	○普通救命講習Ⅰ～Ⅲの内容 ○傷病者管理法など



美里町指名競争入札 経過および結果

（平成30年2月21日開札）

町道790号線 樹木伐採工事（1工区）

工事場所：美里町大字甘粕地内

入札対象額：11,282,000円（消費税除く） 契約額：11,664,000円（消費税含む）

業者名	入札価格	落札者・価格等
長谷川建設㈱	10,800,000円	長谷川建設㈱ 落札価格： 10,800,000円 （消費税除く）
㈲久米組	10,880,000円	
㈲田島建材	10,960,000円	
㈲若山建設	11,000,000円	
㈱清水組	11,170,000円	
㈲島崎建材工業	11,230,000円	
砂永建設工業㈱	11,280,000円	

町道790号線 樹木伐採工事（2工区）

工事場所：美里町大字甘粕地内

入札対象額：9,791,000円（消費税除く） 契約額：10,044,000円（消費税含む）

業者名	入札価格	落札者・価格等
㈲久米組	9,300,000円	㈲久米組 落札価格： 9,300,000円 （消費税除く）
㈲田島建材	9,325,000円	
㈱清水組	9,400,000円	
㈲島崎建材工業	9,434,000円	
㈲若山建設	9,450,000円	
砂永建設工業㈱	9,500,000円	
長谷川建設㈱		無効

地域のホットな話題をお寄せください



児玉警察署で小学校の新入生への ランドセルカバー贈呈式が行われました。



3月2日、春から小学校に入学する新入生にランドセルカバーなどの交通安全グッズの贈呈式が行われました。

美里町、神川町、上里町からそれぞれ代表して2名の新入生が受け取りました。

真新しいランドセルを背負い心はずませていた新入生たち。もうすぐピカピカの1年生です！交通ルールをしっかり守り、楽しい学校生活を送ってね！



美里町とエーザイ株式会社の間で 『認知症の人とその家族をささえる まちづくり連携協定』が締結 されました。



2月26日、美里町とエーザイ株式会社との「認知症の人とその家族をささえるまちづくり連携協定」が締結されました。

この協定締結により、認知症の人はもとよりご家族や地域の方々が認知症への正しい理解を深めるため、啓発事業への支援をはじめ、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの連携をはかっていきます。

チアリーディング世界大会出場

田中実穂さん（美里町在住）

美里町に在住の田中実穂さんが4月25日～27日にかけてアメリカフロリダ州で行われるチアリーディング世界大会『2018 ICUチアリーディング世界選手権』に出場することが決まりました。

実穂さんは、幼少期から踊ることが大好きで、高校進学とともにやりたかったチアリーディング部へ入部しました。大学では現在の社会人チームに所属し、勉強や就職活動と並行しながら世界大会に向けて厳しい練習を重ねています。

実穂さんは、「チアリーディングという競技をもっと多くのかたに知ってもらいたい。ケガと隣り合わせの競技だが見ているかたに感動を与えられるように頑張りたい！」と世界大会に向けての意気込みを語ってくれました。



情報ネットワーク

戸籍の窓口（敬称略）

2月届出分
2月16日～3月15日届出分
この欄に掲載を希望されないかたは届出時に窓口または総合政策課へお申し出ください。

お誕生おめでとう

名 前	（世帯主）	行政区
飯島 真優	（ 昂 明 ）	根 木
岩井 碧	（ 諒 ）	北十条
飯野 光政	（ 昌 彦 ）	沼 上
上野絵美莉	（ 雄一郎 ）	駒 衣
高橋 陽士	（ 成 美 ）	白 石

人口と世帯（ ）内は前月比です （3月1日現在 外国籍のかたも含みます）
人口 11,242人（+2人）
男 5,656人（-4人）
女 5,586人（+6人）
世帯 4,244戸（±0戸）

お悔やみ申し上げます

名 前	（世帯主）	行政区
根岸 政元	（ - ）	根 木
重昆 三郎	（ - ）	関
木村 善八	（シゲ子）	南阿那志
田島 一巳	（シゲ子）	下児玉
関口 昭子	（ - ）	北十条
小林 直子	（品 吉）	広 木
丸山 香	（宮 子）	駒 衣
會田 恵志	（和 昭）	木 部
清水 政子	（福満里恵）	大 仏
相馬 ヤス	（ 齊 ）	円良田

「住宅宿泊事業法（民泊新法）」
が6月15日(金)から施行され、住宅

民泊を始めるには届出を

住宅宿泊事業法が施行されます

問合せⅡ児玉警察署 警務係
☎72・0110

第一次試験日Ⅱ5月13日(日)

※詳しくは、埼玉県警察ホームページをご覧ください。

5時まで、郵送の場合は期間
内消印有効

国税専門官採用試験

国税局において、税のスペシャ
リストとして働く国税専門官(国

募集します！

費用Ⅱ3、240円(テキスト代)

申込みⅡ4月9日(月)から電話また

は直接本庄市社会福祉協議会へ

※託児を希望のかたはご相談くだ

さい。

問合せⅡ本庄市社会福祉協議会

☎24・2755

手話奉仕員養成講座

（入門課程）

お知らせ

初めて手話を学ぶかたを対象に

した講座です。日常のあいさつや簡

単な手話表現、さまざまな手段を

使って伝えあうことを学びます。

日時Ⅱ5月8日、12月11日の毎週

火曜日（休みあり）の全27回

午後1時30分～3時30分

会場Ⅱ児玉公民館 多目的室

定員Ⅱ30名（先着順）

対象Ⅱ児玉郡市在住・在勤で、初

めて手話を学ぶかた

費用Ⅱ3、240円(テキスト代)

申込みⅡ4月9日(月)から電話また

は直接本庄市社会福祉協議会へ

※託児を希望のかたはご相談くだ

さい。

問合せⅡ本庄市社会福祉協議会

☎24・2755

家公務員」を募集します。
受験資格Ⅱ

◎昭和63年4月2日～平成9年
4月1日生まれのかた

◎平成9年4月2日以降に生ま
れたかたで次のいずれかに該
当するかた。

①大学を卒業したかたおよび
平成31年3月までに大学卒
業見込みのかた
②人事院が①に掲げるかたと
同等の資格があると認めら
れるかた

申込期間Ⅱ4月11日(水)まで

申込方法Ⅱ原則、インターネット
申込み(<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>)

試験日Ⅱ

第一次試験 6月10日(日)

第二次試験 7月12日(木)～19日
(木)のいずれか(第一次試験合格
通知書で指定する日)

問合せⅡ

人事院人材局試験課

☎03・3581・5311

関東信越国税局人事第二課試験係
☎048・600・3111

に有料で旅行者を宿泊させること
ができるようになります。

【民泊を行う際のルール】

・始める前に届出をすること
・年間営業日数は180日までとすること
・民泊を営業していることを示す
標識を掲示すること

問合せⅡ

民泊制度コールセンター

☎0570・041・389

埼玉県観光課
☎048・830・3959

警察とみんなを結ぶ2つの「ホットライン」

1つは、皆さんがよく知っている「110番」。
もう1つが「警察相談専用電話『#9110』」です。
緊急ではないが警察に相談したいことがある、という場合
は『#9110』へ。
*24時間受付（夜間および土曜日・日曜日・祝日・年末年始
は当直対応となります。）
■プッシュ回線：#9110
■ダイヤル回線：☎048-822-9110



○埼玉県救急電話相談の24時間化および全国共通ダイヤルの導入について

平成29年10月から埼玉県の救急電話相談を365日、24時間で実施しています。
全国共通ダイヤル#7119*を導入し、大人や子供の相談に対応するとともに医療機関の案内をします。
急な病気やけがに関して、看護師の相談員が医療機関を受診すべきかどうかなどをアドバイスしますので、判断に迷ったときはお気軽にお電話ください。
*国が全国へ普及を目指す救急電話相談ダイヤルです。
■相談時間＝毎日24時間
■電話番号＝#7119
☎048-824-4199
（ダイヤル回線、IP電話、PHSをご利用の場合）

※従来と同様に、次の番号からも電話をかけられます。
○大人の救急電話相談 #7000
○小児救急電話相談 #8000 または ☎048-833-7911
※利用上のご留意
この電話相談は医療行為ではなく、電話でのアドバイスにより、相談者の判断の参考としていただくものですので、あらかじめご理解のうえ利用ください。
■問合せ＝埼玉県保健医療部医療整備課 ☎048-830-3559

○病院等の問い合わせ（24時間）

救急車を呼ばなくても病院へ行くことができる場合、診療可能な病院を案内します。 ☎24-1119

○在宅当番医療機関 ※診療は午前中のみです 休日の急患診療は、郡市内医療機関が輪番で行っています。

月 日	医療機関名	電話番号
4月1日(日)	服部クリニック	☎24-4671
4月8日(日)	春山眼科医院	☎21-2160
4月15日(日)	ヒグチクリニック	☎25-5300
4月22日(日)	堀川病院	☎22-2163

○休日急患診療所(本庄市保健センター内)

休日の初歩的な急患診療は、本庄市保健センター内の休日急患診療所で行っています。
☎23-3322 診療科：内科系疾患
受付時間 午前9時～午後4時（正午～午後1時除く）
午後7時～10時
※平成29年7月2日(日)から、新保健センター内で診療しています。
住所 本庄市北堀1422-1（本庄市民文化会館隣）

○平日夜間診療

毎週木曜日に、本庄市児玉郡医師会医師による内科系疾患の夜間診療を行っています。受診するときは健康保険証をお忘れなく。
☎23-3322 診療科：内科系疾患
受付時間 毎週木曜日 午後8時～10時
※木曜日が祝日・年末年始（12月30日～1月3日）にあたる場合の診療時間は、休日急患診療所と同じです。

お手軽クッキング 205

ごぼうと豚ひき肉の塩きんぴら

～減塩レシピ～

1人当たり	エネルギー	塩分
125kcal	0.7g	

材 料（4人分）

ごぼう ……250g 水 ……大さじ4
豚ひき肉 ……100g 塩 ……小さじ1/2
サラダ油 ……大さじ1 こしょう ……少々
酒 ……大さじ2



作り方

①ごぼうは皮をこそげて水でさっと洗い斜め薄切りにし、水にさらす。5分ほどたったら、水けをきる。
②フライパンにサラダ油を中火で熱し、豚ひき肉を炒める。肉の色が変わったらごぼうを加えてよく炒める。酒をふり、水、塩、こしょうを加えて汁けがなくなるまで弱めの中火で炒める。

※食改会員さんを募集しています。詳しくは、保健センターへお問い合わせください。 [問合せ]保健センター ☎76-2855

（協力：美里町食生活改善推進員連絡協議会）

お知らせ

ひきこもり専門相談

日時Ⅱ原則、奇数月の第2月曜日
午後1時30分～4時30分
場所Ⅱ本庄保健所2階 相談室
定員Ⅱ一日につき3名（1名1時間程度）
相談員Ⅱ臨床心理士
申込みⅡ電話
※完全予約制で事前面接を実施します。

募集します！

埼玉県警察官募集

試験区分ⅡⅠ類、Ⅱ類、Ⅲ類、国際捜査Ⅰ類、武道・体育指導Ⅰ類、サイバー犯罪捜査Ⅰ類
受付期限・方法Ⅱ4月20日(金)まで
インターネット、郵送、持参のいずれかの方法
※インターネットの場合は午後

問合せⅡ本庄保健所 保健予防推進担当 ☎22・6481

「美しい里フォトコンテスト」入賞者発表！！



【風景部門】分須 洋子様
『秋 晴れ』



【イベント部門】山田有希子様
『疾 走』



【風景部門】足立有紀子様
『ブルーベリー畑の新たな生命』



【イベント部門】町田正雄様
『どんど焼き』

詳細については美里町観光協会ホームページをご覧ください。
■問合せ 美里町観光協会
☎ 76・5133

ご応募いただいたみなさま
ありがとうございました。

佳作

【風景部門】

斉藤重利様
分須健仁様
秋山利喜様

【イベント部門】

飯野佳代子様
新井清子様
斉藤重利様



ミムリン日記



3月10日(土) ☀

今日は羽生のうじなものの誕生日会に行ってきたよ！

お友だちのボテくまちゃんと仲良くツーショットとったり、ステージの上でPRしたい楽しかったな♪

みんなブルーベリーの時期に美里町に遊びに来てくれるって言うてくれたんだ！ ミムリン楽しみに待てるから絶対に来てね♡

ミムリンツイッターもみてね♪



おめでとうございます

はじめの誕生日

満1歳

つか だ やまと
塚田 和ちゃん(南阿那志)

〈平成29年4月27日生〉

お父さん=臣さん お母さん=貴代さん

1歳のお誕生日おめでとう！
わんぱくでさみしがりのやまとくん。これからの成長を楽しみにしています♡



せき ぐち りつき
関口 凜月ちゃん(中里)

〈平成29年4月12日生〉

お父さん=大輔さん お母さん=育恵さん

1歳のお誕生日おめでとう♡
これからも、お兄ちゃん2人と仲良く、元気にすくすくと成長してね♡



た ば た ゆ ず
田端 悠珠ちゃん(下児玉)

〈平成29年4月22日生〉

お父さん=俊明さん お母さん=祐果さん

1歳のお誕生日おめでとう！笑顔が可愛い悠珠ちゃん♡明るく元気で、みんなから愛される子に成長してね☆



お知らせ

6月に満1歳の誕生日を迎えるお子さんの受け付けをしています。4月27日(金)までに総合政策課へ☎連絡を！